

多賀町空き家改修費補助金交付要綱

平成 29 年 8 月 7 日

要綱第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、多賀町内における空き家の有効活用を通して本町への定住促進を図るため、多賀町空き家・空き地情報バンクを活用して本町へ定住する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、多賀町空き家改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、多賀町補助金等交付規則（昭和 63 年多賀町規則第 12 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 多賀町空き家・空き地情報バンク実施要綱（平成 28 年多賀町要綱第 8 号）に登録された空き家をいう。
- (2) 若者世帯 夫もしくは妻のいずれかが 18 歳以上 40 歳未満である世帯または中学生以下の子を扶養する世帯をいう。

(補助対象者)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 空き家を購入し、入居する者（当該空き家の取得に係る登記上の所有権が複数の者の共有に属するときは、その代表者。以下同じ。）
 - (2) 前号の空き家に生活の本拠として引き続き 10 年以上居住する者
 - (3) 第 1 号の空き家が所在する自治会等に参加し、地域の活性化に寄与しようとする者
 - (4) 補助対象者およびその属する世帯全員に町税および使用料等の滞納がない者
 - (5) 購入前の空き家の所有者等と 2 親等以内の親族でない者
 - (6) 当該事業に関して、国、県または町の制度による他の補助（多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金を除く。）を受けていない者
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (2) 過去に当該補助金の交付を受けている者またはその世帯に属する者
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が適切でないとする者

(補助対象事業)

第 4 条 この補助金の交付の対象は、補助対象者が自ら定住する目的で購入した空き家の改修を行う事業であって、この補助金の交付決定を受けた日の属する

年度と同一の年度内に完了する事業とする。

2 この補助金は、同一の住宅に対して1回限り交付する。ただし、当該住宅が再度空き家・空き地情報バンクに登録された場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象は、本町内に事業所を有する法人または本町内に住所を有する個人に請け負わせる空き家の台所、浴室、トイレ、内装、屋根、外壁等の改修その他住宅の機能向上のために行う改修に要する経費（以下「補助対象経費」という。）で、その額が50万円以上であるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する経費は、補助金の交付対象経費から除外する。

- (1) 外構、車庫、倉庫等の改修等に要する経費
- (2) エアコン、ガスコンロ、家財道具、調度品等の備品購入に要する経費
- (3) 家財道具の撤去、処理等に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）とし、50万円を限度とする。ただし、補助対象者が補助金の対象となる空き家（以下「補助対象住宅」という。）の売買契約の締結日において若者世帯に該当する場合は、100万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象住宅の売買契約の締結日から起算して1年以内に多賀町空き家改修費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約および同意書（別記様式第2号）
- (2) 住民票謄本（申請年度の最初の日が属する年の1月1日以降のもの）
- (3) 改修に要する経費に係る見積書の写し
- (4) 改修予定箇所の位置および改修の内容の詳細が分かる書類
- (5) 改修予定箇所の現況写真
- (6) 補助対象住宅の売買契約書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、多賀町空き家改修費補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に交付の決定を通知するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更しようとするときは、多賀町空き家改修費補助金変更申請書（別記様式第4号）に、関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の内容を審査し、適正と認められるときは、

多賀町空き家改修費補助金交付変更決定通知書（別記様式第5号）により申請者に交付の決定を通知するものとする。

（事業の着手）

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定後に第4条に規定する補助対象事業に着手しなければならない。

（事業の中止または廃止）

第11条 交付決定者は、補助金の交付決定後において、補助対象事業を中止または廃止しようとするときは、多賀町空き家改修費補助金中止（廃止）届出書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに、多賀町空き家改修費補助金実績報告書（別記様式第7号）に、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本（補助対象住宅に転居した日以降のもの）
- (2) 自治会加入証明書（別記様式第8号）
- (3) 改修に要した経費の内訳が確認できる書類および領収書の写し
- (4) 改修の状況を確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、内容の審査および必要に応じて行う現地調査等により適当と認めるときは、補助金の額を確定し、多賀町空き家改修事業補助金確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第14条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに多賀町空き家改修事業補助金交付請求書（別記様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消しおよび補助金の返還）

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、多賀町空き家改修費補助金交付決定取消通知および返還命令書（別記様式第11号）により補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、別表に定める金額の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 交付の決定を受けた日から10年を経過する日までに転出または転居をし、補助対象住宅に住む者がいなくなったとき。
- (2) 交付の決定を受けた日から10年を経過する日までに補助対象住宅を取り壊し、貸与または売却をしたとき。
- (3) 前2号のほか第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、または補助金の交付を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(多賀町空き家活用促進奨励金交付要綱の廃止)

2 多賀町空き家活用促進奨励金交付要綱(平成 27 年多賀町要綱第 11 号)は、廃止する。

別表 (第 15 条関係)

補助金交付決定後の期間	返還を求める額
1 年以内	交付額の 100 分の 100
1 年超 3 年以内	交付額の 100 分の 80
3 年超 5 年以内	交付額の 100 分の 60
5 年超 7 年以内	交付額の 100 分の 40
7 年超 10 年未満	交付額の 100 分の 20